

平成 15 年 7 月 31 日

お 客 様 各 位

株式会社マネースクウェア・ジャパン  
市場管理グループ

「外国為替取引等に関する確認書」  
に対する印紙税の取り扱いについて

拝啓 ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、これまで口座開設に際しまして「FX Style 外国為替口座開設申込書」と同時に提出していただいております「外国為替取引等に関する確認書」に対し、印紙税法施行令第 26 条第 1 号に該当し、第 7 号文書（継続的取引の基本となる契約書）に該当するとして、印紙の貼付をお願いしておりましたが、この度、弊社の所轄税務署（品川税務署）に確認をしましたところ、お客様が営業者でない個人として弊社と契約をする場合には、「外国為替取引等に関する確認書」は印紙税の課税対象にならないとの見解をいただきましたので、お知らせいたします。

なお、法人のお客様に関しましては、これまでどおり印紙税の課税対象となりますので引き続き印紙の貼付をお願いいたします。

敬具